

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第7部門第3区分  
 【発行日】平成23年6月2日(2011.6.2)

【公開番号】特開2009-296631(P2009-296631A)  
 【公開日】平成21年12月17日(2009.12.17)  
 【年通号数】公開・登録公報2009-050  
 【出願番号】特願2009-185944(P2009-185944)  
 【国際特許分類】

H 0 4 M 3/42 (2006.01)

H 0 4 M 3/00 (2006.01)

H 0 4 W 68/00 (2009.01)

【F I】

H 0 4 M 3/42 R

H 0 4 M 3/00 B

H 0 4 M 3/42 Q

H 0 4 Q 7/00 5 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月20日(2011.4.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信ネットワーク(NW)で加入者間に通信接続を形成する方法において、以下のステップ:

・基準番号を被呼加入者(RE)に割り当てる少なくとも1つのデータセットを備える割り当てマッピング(LA)を、発呼加入者に対して記憶するステップ;

これにより前記基準番号が特定のマルチメディアオブジェクトに対応し、

・1つまたは複数のマルチメディアオブジェクト(MO1, MO2, MO3; B1, B2, B3)を、通信ネットワーク(NW)内の発呼加入者に対して記憶するステップ;

ここで各マルチメディアオブジェクトには特定の基準番号が割り当てられており、

・通信接続形成の際に、前記割り当てマッピング(LA)を使用して、前記被呼加入者(RE)に割り当てられた特定の基準番号を決定するステップ、

・前記特定の基準番号を、前記被呼加入者(RE)の通信機器(TB)に前記通信ネットワーク(NW)を介して伝送するステップ、

・前記特定の基準番号を備えるマルチメディアオブジェクトが、前記被呼加入者(RE)の通信機器(TB)に記憶されているか否かを検査するステップ、

・記憶されていなければ、通信ネットワーク(NW)に対して、前記特定の基準番号が割り当てられた特定のマルチメディアオブジェクトの送信を要求するステップ、

・前記通信ネットワーク(NW)により、前記要求されたマルチメディアオブジェクトを前記被呼加入者(RE)の通信機器に配信するステップ、

・前記特定のマルチメディアオブジェクトが前記通信機器に記憶されているか、または前記要求に応じて通信ネットワーク(NW)から配信された場合、当該通信機器において当該特定のマルチメディアオブジェクトを再生するステップ、

を有することを特徴とする方法。

【請求項2】

請求項 1 記載の方法であって、前記割り当てマッピング ( L A ) は、前記発呼加入者の通信機器 ( T A ) に記憶されている方法。

【請求項 3】

請求項 1 記載の方法であって、前記割り当てマッピング ( L A ) は通信ネットワーク ( N W ) に記憶されており、前記基準番号を決定するステップは当該通信ネットワーク ( N W ) で実行される方法。

【請求項 4】

請求項 1 から 3 までのいずれか一項記載の方法であって、前記決定するステップは、基準番号の割り当てのためのデータセットが存在しない被呼加入者が選択された場合、所定のマルチメディアオブジェクト ( B 1 ) に対する基準番号の出力を準備する方法。

【請求項 5】

請求項 1 から 4 までのいずれか一項記載の方法であって、前記発呼加入者のマルチメディアオブジェクトはさらに、記憶権限データ ( B R ) を備える基準情報を有し、該記憶権限データは、被呼加入者の通信機器に伝送された当該マルチメディアオブジェクトをそこに記憶して良いか否かを指示する方法。

【請求項 6】

請求項 1 から 5 までのいずれか一項記載の方法であって、マルチメディアオブジェクト ( M O 1 , M O 2 , M O 3 ) は画像 ( B 1 , B 2 , B 3 ) および / またはトーン情報を有する方法。

【請求項 7】

請求項 1 から 5 までのいずれか一項記載の方法であって、発呼加入者の通信機器 ( T A ) および / または被呼加入者の通信機器 ( T B ) は、移動無線機、携帯電話、無線モジュールを備えるコンピュータ、または有線電話として構成されている方法。

【請求項 8】

請求項 1 から 7 までのいずれか一項記載の方法であって、通信ネットワーク ( N W ) は、公衆固定電話網または移動無線ネットワークとして構成されている方法。

【請求項 9】

請求項 8 記載の方法であって、前記移動無線ネットワークは、G S M 規格または U M T S 規格に従い動作する方法。

【請求項 10】

発呼加入者の通信機器 ( T A )、被呼加入者の通信機器 ( T B ) 並びに通信ネットワーク ( N W ) を含む通信装置であって、発呼加入者の通信機器 ( T A ) は、請求項 1 から 9 までのいずれか一項記載の方法に従って、通信ネットワークを介して被呼加入者の通信機器 ( T B ) への通信接続を形成するように構成されている通信装置。